

告示第242号

公示送達書

次の送達する書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない（外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる）ので、高齢者の医療の確保に関する法律第112条で準用する地方税法第20条の2の規定により公示送達します。

なお、この書類は町長が保管しておりますから、該当者は交付の請求をしてください。

令和8年10月5日

阿見町長 千葉



| 氏名    | 送達する書類名                             | 備考 |
|-------|-------------------------------------|----|
| 大井 正利 | 阿見町後期高齢者医療に関する条例施行規則<br>第5条第1項による書類 |    |
|       |                                     |    |
|       |                                     |    |
|       |                                     |    |
|       |                                     |    |
|       |                                     |    |
|       |                                     |    |
|       |                                     |    |
|       |                                     |    |
|       |                                     |    |

備考 この掲示を開始した日から起算して7日を経過したとき、上記の書類の送達があったものとみなされます。